

平成九年法律第六十一号

南極地域の環境の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 南極地域活動計画の確認（第五条～第十二条）

第三章 南極地域における行為の制限（第十三条）

第一節 鉱物資源活動の制限（第十三条）

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限（第十四条）

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理（第十一条～第十八条）

第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限（第十九条～第二十条）

第五章 監督（第二十一条～第二十三条）

第六章 罰則（第二十四条～第二十八条）

附則（第二十九条～第三十三条）

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境（これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。）の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書（同議定書の附属書Ⅰから附属書Ⅴまでを含む。以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献することもに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（適用範囲）

第二条 この法律は、日本国民及び日本国内に住所を有する外国人及び日本国内外に事務所を有する外国の法人（当該事務所に所属する従業者が当該法人の業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る。）に適用する。（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 南極地域 南緯六十度以南の陸域（氷棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。）及び

二 南極地帯 南緯六十度以南の陸域（氷棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。）及び

海域（氷棚の区域については、その下の海中）の部分に限る。以下同じ。）をいう。

三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動（一定の目的のためにする一連の行為をいう。）をいう。

四 南極地域活動計画 一又は二以上の南極地域活動に係る一の計画をいう。

五 南極特別保護地区 議定書附属書Ⅴ第三条第1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて、環境省令で定めるものをいう。

六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動（次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるものと/orを除く。）をいう。

イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限し、又は禁止する法令の規定（政令で定めるものに限る。）に反することなく行われるもの及びこれに付随する環境省令で定める行為

ロ 船舶の航行又は航空機の飛行（南極特別保護地区への立入りを除く。）及びこれらに付随する環境省令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの（イに掲げるものを除く。）

七 南極環境構成要素 南極地域の大気、南極地域の水、南極地域に生息し、又は生育する動植物その他の南極地域の環境の構成要素（南極地域の気象その他のこれら構成要素の現象又は状態を含む。）であつて、環境省令で定めるものをいう。

八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。

九 鉱物資源活動 鉱物（石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。）の探鉱及び採鉱をいう。

十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして環境省令で定めるものの生きている個体をいう。

十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして環境省令で定めるものの生きている個体をいう。

十二 廃棄物 南極地域の陸域（上空を除く。以下この号において同じ。）において発生し、及びその上空の部分を含む。以下同じ。）において発生し、

又は南極地域の陸域に持ち込まれた固形状又は液状の不要物をいう。

十三 南極史跡記念物 議定書附属書Ⅴ第八条後段に規定する史跡及び歴史的記念物の一覽表に掲げられた史跡及び歴史的記念物であつて、環境省令で定めるものをいう。

十四 環境大臣は、議定書的確かつ円滑な実施を図るため、次条第一項に規定する確認を受け南極地域活動を主宰する者（以下「主宰者」という。）及び南極地域活動の行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項（以下この条において「基本的な配慮事項」という。）を定めて公表するものとする。

十五 環境大臣は、基本的な配慮事項を定めようとするときは、文部科学大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

十六 環境大臣は、基本的な配慮事項の変更について適用する。

第二章 南極地域活動計画の確認（確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限）

第一条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認（次項を除き、以下単に「確認」という。）を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

第二条 議定書の締約国たる外国（以下「締約国」という。）の法令であつてこの法律に相当するもの（以下「締約国の相当法令」という。）の規定により当該締約国において前項に規定する確認に類する許可その他の行政处分を受けてする南極地域活動又は当該処分を受けることを要しないとされている南極地域活動については、同項の規定は、適用しない。

第三条 前項に規定する南極地域活動をしようとする者は、あらかじめ、環境省令で定めるところに申請（南極地域活動計画の確認の申請）

に掲げる事項を記載した申請書（以下単に「申請書」という。）を環境大臣に提出して行わなければならない。

一 主宰者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名にあつては、その代表者及び役員の氏名

二 当該南極地域活動計画の目的

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の人数

四 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者が当該南極地域活動をその業務に關してする法人がある場合にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名

五 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所及び実施方法に關してする法人がある場合にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名

六 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者が当該南極地域活動をその業務に關してする法人がある場合にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名

七 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為（次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件に関連するものに限り）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合にあつては、当該氏名が確定している場合に該当するときは、確認を受けることができる。

八 第一項の規定により申請書を環境大臣に提出する者（以下「申請者」という。）は、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響について環境大臣が定めたところにより調査、予測及び評価を行い、その結果を記載した図書を当該申請書とともに環境大臣に提出することができる。

九 申請書の様式、記載要領その他の必要な事項は、環境省令で定める。

第十条 環境大臣は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条

「その申請者」とあるのは「環境大臣の承認を受けて、その主宰者」と、「承継する」とあるのは「承継することができる」と読み替えるものとする。

(行為者証の交付等)

第十一條 申請書を提出した時に第六条第一項第四号又は第七号に規定する氏名が確定していない場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始される日(当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が二以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日)以下この条において「計画開始日」という。の三十日前までに、当該氏名を確定し、これを環境大臣に届け出なければならない。

第二條 第六条第一項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更があつた場合には、申請者又は主宰者は、計画開始日の三十日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第三條 前二項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる一の南極地域活動が開始される日が計画開始日から起算して六月を経過した日以後の日である場合における当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項については、適用しない。

第四條 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項を環境大臣に届け出なければならない。

第五條 環境大臣は、主宰者から申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

第六條 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者証を携帯しなければならない。

第七條 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者証を携帯しなければならない。

第十二条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者証を携帯しなければならない。

行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行わなければならない。

第三章 南極地域における行為の制限

第一節 鉱物資源活動の制限

第十三条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であつてその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限

第十四条 何人も、環境省令で定める検査を受けている場合その他環境省令で定める場合を除き、生きていかない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体(これらの個体の一部を含むものとし、これら加工品を除く。)を南極地域に持ち込んではならない。

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限

第十五条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

第一項 固形状の廃棄物であつて可燃性のもの(政令で定めるものを除く。)の陸域における焼却による処分であつて、環境省令で定める焼却の方針に関する基準に従つてするもの

第二項 液状の廃棄物(ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。)であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方向に遠く隔たつた地域として環境省令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であつて、環境省令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの

第三項 液状廃棄物を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。)であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方向に遠く隔たつた地域として環境省令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であつて、環境省令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの

第四項 行為をしてはならない。

第五項 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること(特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為(締約国との相互通りによる処分であつて、環境省令で定める焼却の方針に関する基準に従つてするもの

第六項 何人も、南極地域においては、次の各号において「確認行為」という。に該当するものを除く。)

第七項 二 次に掲げる場合以外の場合において、生きている生物(ウイルスを含む。)を南極地域に持ち込むこと(確認行為に該当するものを除く。)

第八項 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合

第九項 ロイに掲げるもののほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定める

第十項 三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為(特定活動に係る行為又は確認行為を除く。)

第十一項 四 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物の排出の方法に関する基準に従つてするもの

第十二項 四 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合における当該廃棄物のその場への遺棄

第十三項 五 前各号に掲げるもののほか、液状廃棄物の陸域における処分又は陸域から海域への排出であつて、南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるものとして環境省令で定めるもの

第十四項 六 前各号に掲げるもののほか、南極環境影響を及ぼすおそれのある行為(特定活動に

の動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないよう、当該動植物を適切に管理するよう努めなければならない。

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理(廃棄物の発生の抑制等)

第一節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限

第十五条 何人も、南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための立入り、立入り及び立入りに係する行政処分を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る立入り及び締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該立入りに係る許可その他のこれに類する行政処分を受けた立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

第二節 南極史跡記念物の除去等の禁止

第十六条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

第三節 記念物の保護のための制限

第十七条 何人も、南極史跡記念物の除去等の禁止

第四節 南極特別保護地区への立入りの制限

第十八条 何人も、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定める場合を除き、ボリ塩化ビフェニル(別名P.C.B.)その他廃棄物となつた場合における除去又は処分の南極環境影響の程度が著しい物として政令で定めるものを南極地域に持ち込んではならない。

第五節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限

第十九条 何人も、特定活動としてする立入り、立入り及び立入りに係する行政処分を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る立入り及び締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該立入りに係る許可その他のこれに類する行政処分を受けた立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

第六節 南極史跡記念物の除去等の禁止

第二十条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

第七節 記念物の保護のための制限

第二十一条 何人も、この法律の施行に必要な限度において、主宰者又は南極地域において行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第八節 報告の方法

第二十二条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第九節 立入検査

第二十三条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

第十節 議定書の監視

第二十四条 第二十二条に規定する監視員は、議定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

第十一節 立入検査

第二十五条 第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十二節 犯罪の取扱い

第二十六条 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第二十三条 環境大臣は、南極地域において行為（措置命令）

をする者が第十三条 第十四条第一項若しくは第十六条第一項若しくは第十八条から第二十二条までの規定に違反し、又は第七条第二項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるとときは、当該行為をし、若しくはしようとする者は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ぜらるべることとする。

六条並びに第十一条から第二十条までの規定
は、適用しない。

3 前項に規定する行為をした者は、環境省令で
定めるところにより、当該行為が終了した後、
遅滞なく、環境大臣に対し、当該行為をした旨
及びその実施状況を報告しなければならない。
(周知)

第二十九条 国は、南極地域において行為をする
者その他の関係者に議定書及びこの法律(これ
に基づく命令及び環境大臣の定めを含む。)の
要旨の周知を図るため、適当な措置をとるもの
とする。

第五条第一項の規定に違反して、確認を受けた者
二　けた南極地域活動計画に定められた南極地帯を運
活動（同条第二項に規定する南極地域活動を含む。）をすべきこととされている場所以外の場所に立
ち入り、又は当該南極地域活動を行るべきこととされ
ていている時期以外の時期に当該南極地域活動に係
る場所に立ち入り、若しくは残留する行為（前条第三号に該当する行為を除く。）をした者
一　偽りその他不正の手段により確認を受けた者

議定書附属書Ⅴが日本国について效力を生ずる日から起算して六月を経過した日 第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項、第三号を除く。）に係る部分に限る。及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第一号並びに附則第六条及び第七条の規定 議定書発効日から起算して一年を経過した日 前三号に掲げる規定以外の規定 議定書発効日から起算して六月を経過した日

きことを命ずることができる。
環境大臣は、確認の時には予想することがで
きなかつた南極地域の環境の変化又は確認の時
になかつた南極地域の科学的知見の充実度
により、確認を受けて南極地域活動計画に含ま
らう。何處か活動を行つてゐる者も、この規則
によつて活動を止めねばならない。

第二十六條 環境大臣は、あらかじめ指定するそ
の職員に、南極地域において、第十一条第五項
若しくは第六項又は第二十三条第一項若しくは
第二項の規定による権限を行わせることができ

第三十一条 第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入った者は五十万円以下の罰金に処する。

(南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律) 第二条 法律の廃止
南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律(昭和五十七年法律第五十八号)は、廃止する。

3 わる南極地域活動が第七条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をなし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。

第二百二十七条 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五項（第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定により確認に付された条件に違反した者

二 第十一条第七項の規定に違反した者

三 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十二条第一項又は第二項の規定によらず立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

はこれに代わるべき必要な措置をとるべきことを命じた場合において、当該命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第二十八條 (現場省令等の委任) この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(適用除外等) 第五章 雜則

(第三号を除く。)、第十八条又は第二十条の規定に違反した者

二 第十六条の規定に違反する行為(南極地域の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域にある船舶における廃棄物の焼却を除く。)をした者

三 第十九条の規定に違反した者

四 第二十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第五章 雜則

（適用除外）

第十四條

空機から

地域の淮
つゝては

11

三

め行う行

ものとし

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三十条 | 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 |
| 第五条第一項の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた南極地域活動（同条第二項に規定する南極地域活動を含む。）をすべきこととされている場所以外の場所に立ち入り、又は当該南極地域活動をすべきこととされている時期以外の時期に当該南極地域活動に係る場所に立ち入り、若しくは残留する行為（前条第三号に該当する行為を除く。）をした者 | 二 偽りその他不正の手段により確認を受けた者 |
| 第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をするべきこととされている場所に立ち入った者は、五十万円以下の罰金に処する。 | 三 第五条第五項、第九条第六項において準用する場合を含む。の規定により確認に付された条件に違反した者 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 四 第二十条、第二十九条第一号（第二十条に係る部分に限る。）及び附則第五条の規定による日から起算して六月を経過した日 |
| 第八条第五項、第九条第六項において準用する場合を含む。の規定により確認に付された条件に違反した者 | 三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第二項並びに附則第六条及び第七条の規定による日から起算して一年を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 四 第三十号に掲げる規定以外の規定効日から起算して六月を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第二項並びに附則第六条及び第七条の規定による日から起算して一年を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 四 第三十号に掲げる規定以外の規定効日から起算して六月を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第二項並びに附則第六条及び第七条の規定による日から起算して一年を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第二項並びに附則第六条及び第七条の規定による日から起算して一年を経過した日 |
| 第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 | 三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条第二項、第十九条、第二十九条第一号（第十四条第二項（第三号を除く。）に係る部分に限る。）及び第三号、第三十条第一号、第三十二条第二項並びに附則第六条及び第七条の規定による日から起算して一年を経過した日 |
| 第一条 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 | 三 第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。 |
| 第一章（第四条を除く。）、第二章（第五条第一項及び第十二条第七項を除く。）、第二十二 | 三 第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。 |
| 附 則 抄 | 三 第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。 |
| 附 則 | 三 第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。 |

第五条 附則第一条第二号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間ににおける前条の規定の適用については、同条中「旧法第二条第一項第四項、第三条」とあるのは、「旧法第三条」と「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは、「南極環境保護法第三条第十一号に規定する南極鳥類」ととする。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域においてする南極地域活動については、第五条第一項及び第十一条第七項の規定は、適用しない。

前項に規定する者が附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四条第三号の許可（附則第三条第二項の規定によりみなされたものを含む。）を現に受けている場合における当該許可に係る行為及び前項に規定する者がする旧法第四条第一号及び第二号に掲げる行為については、第十四条第二項及び第十九条の規定は、適用しない。

第一項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遲滞なく、環境大臣に対し、環境省令で定める事項を報告しなければならない。

前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間のこの法律の規定の適用については、第三条第五号中「議定書附属書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて」とあるのは、「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第一条（c）の南極条約協議国会議が指定した地区」と、第七条第一項

第八条 附則第二条及び次条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条の規定の施行後附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第九条から第十二条までの規定の生産系の保存に支障を及ぼすものでないことの他の環境省令で定める条件に適合する」ととする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) 抄
(施行期日)
（六〇号）抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、一千三百五十五条、一千三百六十六条、一千三百二十四条第二項、一千三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日
行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九一号) 抄
(施行期日)
（六号）抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年五月一九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) ○号 (平成二五年六月二一日法律第六百四十九号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を以て、この法律の施行に伴い必要な範囲内において政令で定める。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な範囲内において政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六百四十九号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとされるもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。